

Steven Tibble,

Monarchy and Lordships in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1099-1291

八塚 春 児

なごり J. Riley-Smith, *The Crusades: A Short History* の書評におおむね、評者は本書に言及し、あわせて Riley-Smith 学派の形成を予測していた。著者 S. Tibble は Riley-Smith の弟子であり、単行本が出るのは N. Housley、E. Siberry に続いて三人目である。しかし評者が本書の意義を評価するのは、単に人数が一人増えたことにあるのではなく。

Housley と Siberry に続いては別稿で論じたので、^② 詳論は繰り返さぬが、両者はその主題が近似しており、非東方十字軍や十字軍批判といった、十字軍理念の再検討・再構築に関わる問題を扱っていた。それは師 Riley-Smith が一九八〇年頃を境に主たる関心を寄せつきた主題である。

一方、Riley-Smith の十字軍研究において初期の重要な分野が、騎士修道会や十字軍国家に関してであったことは夙に知られる所である。処女作 *The Knight of St. John in Jerusalem and Cyprus, c. 1030-1310* (一九六七年)を初め、*The Feudal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277* (一九七三年)以下 *The Feudal Nobility* と略)等、一九八〇年頃までは、大半が

その領域の作品であった。本書はこの流れを汲むものであり、ここにおいても有能な弟子が出たことで、学派としての幅が広がったと言えよう。しかも、それだけではなく、Housley、Siberry 共に師の主張を大きく変更することなく、むしろそれを祖述・補完することに終始しがちであったのに対し、本書には、かつての師の説に対する明確な批判・修正が見られるのである。

① 『桃山歴史・地理』二五号、一九九〇年四月。

② 『史林』六七巻五号、一九八四年九月、『桃山歴史・地理』二六号、一九九一年四月、及び「十字軍に見る中世民の宗教意識」文部省科学研究費補助金研究成果報告書『前近代の西欧における生活史の比較的研究』一九九一年三月。

十字軍国家の研究については、かつて評者も研究史を書いたことがあり、また Riley-Smith, *The Feudal Nobility* の書評もしている。^③ 小論「ギード・ド・リュジニヤンのクデーター」は十字軍国家が舞台であり、そこにも若干の研究史的叙述が含まれていた。この故にここでは詳論を避けるが、一言で言えば十字軍国家の研究において中心主題とされてきたのは、国王と貴族との権力関係であった。一九三二年の J. L. La Monte, *Feudal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1100-1291* による「純粹封建制」論を古典的学説として、その批判・修正という形で議論は展開されてきた。それが特に活発に論ぜられたのは「Richard や J. Praver 等による一九五〇～六〇年代であり、弱体な王権と強力な貴族という像は、一二世紀、特に一一八七年のハッティーンの敗戦以前については、修正を余儀なくされるに至った。

ところで、ジャン・ディブランを代表とする一三世紀の法書は古くより最も重視されてきた史料の一つであり、「純粹封建制」的像も多くをこれに基づいていた。しかし、批判は主として初期の王国を巡って行われたのであり、一三世紀には法書に描かれるような体制が成立していたことは認められていた。これに対して、一九七三年の Riley-Smith, *The Feudal Nobility* は、法書の叙述が前提とする状況を「ドリームランド」であるとして、一三世紀についても法書の史料的有效性に疑問を提出した。そして、この作品を最後に包括的な研究はあまり行われなくなり、近年 H. E. Mayer に多産な業績が見られるが、本書でも指摘されている如く、多くは個々の領主家の個別研究である。蓋し Riley-Smith が十字軍理念に関する研究に重点を移したのも、この問題は *The Feudal Nobility* において解決済みと考えたからかもしれない。本書の著者 Tibble はこの Riley-Smith の弟子として、なお新たな考察を加えようとする。以下、叙述の順に従って概要を紹介しつつ、気付いた点を述べて行きたい。

- ① 「エルサルム王国国制史研究の諸問題」『桃山歴史・地理』一六・一七合併号、一九八〇年三月、「十字軍国家における「ロムーン運動」」『史林』六四巻四号、一九八一年七月。
- ② 『史林』六〇巻二号、一九七七年三月。
- ③ 『史林』六一巻六号、一九七八年一月。

1. Introduction

まず研究史を概観した上で、自己の考察の特長として、史料の選択を挙げる。即ち基本史料をチャーターに限定し、それを年代

記で補うという方法である。このチャーターへの沈潜こそ、本書の眼目であり、それは以下の叙述からも明らかになるであろう。一方、かつては重視された法書の史料価値は、ここでは非常に低く評価されることになる。上述の如く、法書の描く像の有効性についての疑問は、すでに Riley-Smith が *The Feudal Nobility* において提示していたところだが、本書はそれを更に徹底させたといえるであろう。

2. Royal Manipulation of the Feudal Structure

本章では一二世紀が考察の中心になっているが、ここについては従来からも王権の強力が一定程度主張されてきていた。著者は上記の如き史料の実証的分析の追求により、従来考えられてきた以上に王権が領主権を統制し得たことを解明しようとする。

王権が用いた方法は大きく四つに分けられる。即ち、領地没収、新領主特に小領主の創出、王領の維持、領地範囲の制限である。国王はこれらを組み合わせつつ、貴族の上に強力な政治的抑制力を行使し得たのである。

これを著者は個々の領地について一つ一つ分析して行く。それにより *Prayer* や *Mayer* を初め従来の説を片端から否定・修正して行く過程が、まさに本章の面白さの中心なのだが、それは直接本書に当たるとは異なる。ここでは、多くの領国が従来考えられたほど早期に形成されたのではないという指摘や一一三四年の反乱とその結果の重視などに注目しておくにとどめよう。

3. Other Forms of Royal Control

前章で述べられた他にも、王権は領主権を統制するために様々な方法を用いた。それらが五節に分けて説明されている。一は他人の領地の中への所領の分散であり、しかもそれは部分的には国王による意図的政策によるという。但し、実際の分析からは必ずしも国王の政策は明確に現れていないように思われる。

二は封が王領内にも分散していたことである。これには貨幣封も含まれる。三は領主の領地内に王領が保持されていたことである。貨幣封はひとまず措き、ここで問題になるのは、二と三は情況が丁度逆であるのに、著者はそれらが共に王権に有利に働いたと考えている点であろう。史料から導き得るのはただ所領の分散であって、それを実際に自己の有利になるよう使い得たのがどちらであったかは、実証されないからである。

四は間接的統制という言葉が用いられているが、要は領国を国王の近親や信頼する盟友に委ねることである。五はこれに対して直接的取得であるが、これはそのリスクの故にあまり採られる方法ではなかった。ここでもトロン領に関して、Riley-Smithの解を修正しているが、師の説の批判・修正は、次の第四章以下の中心主題となる。

4. Seigneurial Resources I: The Example of Caesarea

かつて Riley-Smith は *The Feudal Nobility* の中で、シモンとアルスールが騎士修道会に売却されたことに對比させ、本章の主題カエサレアを初めとする多くの領地が世俗領主の手中にとどまったことを指摘した。そしてこの騎士修道会への売却の有無に

より、領主権の強力さや領地経営の健全さの有無を示唆していた。本書の後半三章は、これへの再検討に費やされ、全く反対の結論をもたらすのである。

まず本章ではカエサレア領について分析される。建設より滅亡までを七期に区切って所領の移動を詳細に追跡する方法を採っているが、第二章と並んで、ここでも実証研究の面白さを十分に味わうことができる。

その結果は、殆ど最初からホスピタラーを中心とする宗教組織への所領の寄進・売却の連続であった。その際、ホスピタラーが前面に出るのは、テンブラー文書の喪失の故であり、著者はその点を領内の城塞の分析で補っている。それによれば、テンブラーはホスピタラーより優位でこそあれ、少なくとも同じくらいの所領をカエサレア領内に得ていたことが推測されるのである。既に一一八七年のハットティーン以前に領地の半分以上、辺境の城塞の大多数が騎士修道会を中心とする宗教組織の手中にあった。そして一三世紀半ばまでにカエサレアの世俗的領主権は事実上崩壊していたのである。

5. Seigneurial Resources II: The Example of Galilee

次はガリラヤ公領である。王国内にあって公領の名が示す如く、最強の領主権が推測されがちであるが、ここでも事情は同様であった。多くの所領や殆どすべての城塞が早くから騎士修道会及び国王の手中に帰っていたのである。

こうした領主権の弱体化の原因については、章末に簡単に説明されている。一つは公領内に様々な宗教組織が存在したことであ

り、いま一つは国王による有力家臣抑圧政策としての公領分割であった。

6. Seigneurial Resources III: The Examples of

Sidon and Arsur

上述の如く、この二つの領地はそれぞれ一括して騎士修道会に売却されたため、弱体な領主権の代表として捉えられがちである。しかし前章までと同様の史料分析の結果は、正反対の結論を導いた。

シドン領は、教会や騎士修道会への寄進・売却が非常に少なく、城塞もすべてが世俗領主の手中に保たれていた。その故に一二六〇年のテンブラーへの売却（著者は賃貸であったことを推定している）は、一括売却たり得たのである。つまりこの最終段階での売却までは、シドンの領主権は強力で安定したものであったという。そしてアルスールについても同様の結論がもたらされる。かくてシドンとアルスールは、十分な領主権が世俗の手中に生き残っていた唯二つの領国であったという。

7. Conclusions

結論では、以上の要約に加えて、本論では述べられなかった一三世紀の国制史への展望が提示されている。

著者は研究の始めに当って、次のような見通しを持っていたという。即ち一三世紀の国制的闘争の背後には、領主権側の強力な経済的・政治的基盤があったに違いないということである。しかし、結論はそうではなく、領主権は従来主張されてきた以上に弱

体であった。貴族が自らの権利を過度に強調したのは、現実の権力から長く疎外されてきた故のペダンティックな反応であり、法律学派の発達も、より実際の他の政治的表現形式が拒否されていた故であるという。ここで「法律学派」*a school of jurists* が説明なしに出てくるのは、Riley-Smith, *The Feudal Nobility* の第六章 *A School of Feudal Jurists* 及びそれ以下の叙述を踏まえたものである。ここからも著者の意識の中心が奈辺にあるかが知られると同時に、やはり本書は最低限 *The Feudal Nobility* を読んだ上でないと、十分な理解が得られないであろう。評者が Riley-Smith 学派の形成を言う所以のものはかかることをも含んでいる。

かくて著者は一三世紀の領主権の弱体を強調するのだが、更に進んで、実際に貴族に闘争を続けることを可能にしたものは、キプロスに保有していた封やアッコンの貨幣封であったに違いないという。これは重要な指摘であるが、本書ではそれ以上に考察はしていない。確かにキプロスも貨幣封も、一三世紀のエルサレム王国を考える際には、非常に重要な要素であることは誰もが認識してきたことである。幸いキプロスについては最近公刊された本がある (P. W. Edbury, *The Kingdom of Cyprus and the Crusades, 1191-1374*, Cambridge University Press, 1991) ので、機会があれば紹介したい。

以上本書の梗概を説明してきたが、気づいた点についてはその都度指摘してきたので、最後に、全体的評価を述べておきたい。前述の如き研究史の流れから見ると、本書は従来の傾向を押し進

めたものであるといえるが、本書の主たる価値が個々の実証部分にあることは、すでに繰り返して述べた所からも明らかであろう。この点で、本書が十字軍国家の研究上、自今無視することのできぬ作品になることは疑いを容れまい。

かつて評者はロンドンにあった時、Riley-Smith教授のセミナーにおいて著者に紹介されたことがある。その時教授が言われるには「彼はPraverとRichardとMayerも、そして私をさえみな覆してしまった」と。十字軍研究者でこれらの人々の名前を知らぬものはあるまい。もとより誇張はあるにせよ、出藍の弟子に対する師の満足ぶりを察することはできよう。先に評者がRiley-Smith学派の形成は本書の登場を以て本格化したと評したのも、蓋し肯われんかと思う。

ただ、本書の結論として、もう一つ強調する必要があることは、十字軍国家において騎士修道会が果たした役割の重要さであろう。勿論これも事新しいことではなく、従来から認識されていたことである。ただ、本書の特に後半の分析からは、領主権の弱体化と並んで、否それ以上に、騎士修道会が領地経営の中心になってゆ

く過程が明確に現れているのである。シドンやアルスールにしたところで、やはり最後は騎士修道会に売却されている。しかも本書で注目すべき指摘は、一二世紀においても、ハッティーン以前においてさえ、騎士修道会は領國中に多くの所領を獲得していた点である。もはや十字軍国家の国制史研究は、王権と領主権の関係を軸にした封建制論では十分な把握が不可能であることは明白であろう。にもかかわらず本書がなおそれを離れ得ず、それを中心に据えた結論にしか達し得ていないのは、やはり本書の限界たらざるを得まい。

そればかりか、この王国では前述のキプロスといい、この騎士修道会といい、更にはイタリア都市といい、西欧から到来する十字軍といい、いずれも王国自体のヒエラルヒーには組み込まれない外部的要素が、あまりにも重要な役割を果たしているのである。今後はこうした諸要因を包括的に再構成した十字軍国家像が課題になるであろう。

(一一一頁 一九八九年 Oxford, Clarendon Press)

(京都教育大学助教授)